

# 熊本市犯罪被害者等見舞金制度の主なQ & A

## Q1 具体的にどのような犯罪行為が対象となりますか？

A1 人の生命・身体を害する、刑法に規定する犯罪で、主なものとして殺人、傷害、性犯罪等が該当します。特殊詐欺や窃盗等の「財産に対する被害」、またはインターネットやSNS等における誹謗中傷などの「名誉に対する被害」などの被害者は対象となりません。

## Q2 犯罪行為の事実はどのように確認するのですか？

A2 申請者の同意に基づき、事件捜査を担当する警察等に犯罪行為の認知に関する照会を行い、確認します。

## Q3 交通事故による被害は、見舞金の給付対象となりますか？

A3 この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故は対象となりません。ただし、危険運転致死傷罪にあたる場合や、任意保険や自動車損害賠償保障法等の補償が受けられない場合は給付対象となります。

## Q4 犯罪被害を受けた者が熊本市民であれば、その遺族や家族は見舞金の給付対象となりますか？

A4 犯罪被害を受けた方や、そのご遺族・ご家族で、実際に支援を受けようとする方が熊本市民の場合に、給付対象となります。ただし、遺族見舞金にあつては、ご遺族が熊本市民ではない場合でも、市外に居住する熊本県民であり、かつ、犯罪被害を受けた方が熊本市民であれば、給付対象となります。転居費用助成金にあつては、見舞金に該当する方であっても、犯罪被害を受けたときに熊本市民でなければ給付対象とはなりません。  
なお、犯罪被害の場所が熊本市内であるかどうかは問いません。

## Q5 犯罪被害であれば、必ず見舞金の給付を受けることができますか？

A5 次の場合には、給付対象とならない場合があります。

- 犯罪被害が発生時に、被害者または第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実婚・パートナーシップ含む)があつたとき。※重傷病等見舞金を受けるべき者であつて18歳未満であつた者を除く。
- 被害者または第1順位遺族に、当該犯罪行為を教唆・ほう助する行為や誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為など、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- 被害者または第1順位遺族が、暴力団員や暴力団関係者であつたとき。
- 被害者またはその遺族と加害者との関係や、その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないときと認められるとき。

※ 転居費用助成金は、他の地方公共団体等から同種の給付を受けている場合は給付対象外となります。

## Q6 遺族見舞金の給付対象となる『遺族』とはだれを指すのですか？

Q6 遺族見舞金は、ご遺族のうち、下記の範囲及び順位により第1順位となる方が給付対象となります。第1順位遺族となる方が複数名いる場合には、代表者1名が給付対象となります。

<遺族の範囲及び順位> ※ご遺族のうち○内の数字が最も小さい方が第1順位となります。

- 1 ①配偶者(事実婚・パートナーシップ含む)
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯の  
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 3 上記に該当しない犯罪被害者の  
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

## Q7 やむを得ない事情で住民登録せずに熊本市に居住していた場合は？

A7 配偶者からの暴力(DV)を受けて避難していた場合など、やむを得ない事情で住民登録せずに熊本市に居住していた場合は、熊本市に居住していたことを客観的に確認できる書類を提出いただくことで、見舞金の給付を受けられる場合があります。

## Q8 「犯罪被害を知った日」とはいつですか？

- A8 ・犯罪被害者が死亡した場合  
… その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日
- ・犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合  
… 医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日
- ・犯罪被害者が監護者わいせつ又は監護者性交等による被害を受けた場合  
… 被害者本人が警察等に犯罪被害を受けたことを申告した日

## Q9 「労務に服することができない」とはどのような状態ですか？

A9 就業者であれば、「就労することができない」、学生等であれば「学校に通うことができない」、無職の者であれば、「家事ができない」「外出することができない」などの場合が想定され、就労だけでなく通常の生活を送ることができない場合も該当します。

## Q10 一つの事件で給付対象者が複数いる場合は？

A10 同一の犯罪行為に起因する給付対象者が同一の世帯に複数いる場合は、上限を40万円として給付します。また、重傷病等見舞金を受給した方が後に亡くなった場合、要件を満たせば遺族見舞金の給付対象となりますが、給付額は当初の給付額を控除した20万円となります。

## Q11 代理の申請は可能ですか？

A11 申請者となる第1順位のご遺族や犯罪被害者の方が、未成年者である、意識不明の状態であるなど、やむを得ない理由により申請手続ができない場合は、親族等による代理申請が可能です。ただし、見舞金の給付先(振込先口座の名義)は原則として申請者本人のものに限られます。